



守っていますか？ 飼い主のマナー

環境課 ☎66♦1121

近年ではペットを飼う人が増え、生活の中に動物がいることが特別なことではなくなってきました。しかし、同時に動物についての苦情も多く寄せられるようになりました。

「犬猫が敷地にフンをする」、「放し飼いにしている怖い」、「鳴き声がうるさい」、「のら猫が子どもを産んだからひきとってほしい」。このような苦情の原因の多くは、動物ではなく人にあります。

9月20日(祝)～26日(日)は、動物愛護週間です。この機会に飼い主のマナー、そして人と動物とが共に生きていける社会について考えてみましょう。



飼い主の責任とマナーが大切です

- ペットを飼う場合は次のことを守りましょう。
- ・必ず最後まで飼う
 - ・計画性を持って不妊・去勢手術をする

●犬は

- ・フンは持ち帰る
- ・リードにつなぐ
- ・鑑札を付ける

○猫は

- ・迷子札を付ける
- ・室内飼いに努める
- ・トイレをしつける



困ったときは・・・

犬猫のことで困ったときは、愛知県動物保護管理センター(☎0532♦33♦3777)へご相談ください。



野犬・のら猫を増やさないために

- ・無責任なエサやりはトラブルの元
エサをあげる場合は、しっかりと飼ってあげてください。
- ・動物を捨てない
動物を捨てるのは犯罪になります。



「犬のフン禁止看板」をお渡しします

自分の敷地周辺に犬のフンをされて困っている方に、看板をお渡しします。

看板は、A3サイズのラミネート加工したもので、設置は各自でお願いします。

必要な方は環境課へお越しください。



動物愛護週間のイベント



動物慰霊祭

とき 9月14日(火)午後1時30分～

ところ 斎場

その他 ・献花方式にて行います。花はご用意します。
・供物などをご遠慮ください。

問合せ先 蒲郡市獣医師会事務局

☎57♦0700

動物ふれあい教室

動物保護管理センターでは、子どもたちが実際に子犬に触れることで、動物へ親しみや愛情を持ち、命の大切さを感じてもらおうよう、動物ふれあい教室を行っています。

市でも年2回、市内保育園・児童館で行っています。